

国民年金保険料を納めることが困難なときは

免除・納付猶予制度をご利用ください

国民年金の保険料は、14,410円(平成20年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをすることにより、保険料の納付が免除(全額免除・一部免除)または猶予される制度があり、次の3種類となっています。

1 免除(全額免除・一部納付(一部免除))

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除または一部納付(一部免除)となります。

なお、一部納付(一部免除)については、一部納付が未納の場合、一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

	所得基準の目安	月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/3が反映
3/4免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3,600円	1/2が反映
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	7,210円	2/3が反映
1/4免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	10,810円	5/6が反映

2 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

3 学生納付特例申請

学生で本人に前年度所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

保険料の追納は

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができますが、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

手続き(申請)は

申請先は、社会保険事務所または市役所国民年金担当窓口まで。

耕作放棄地の全体調査にご協力を

市および農業委員会では、農地パトロールを行い、耕作放棄地など年間を通じて不作付けの農地、いわゆる「遊休農地」の解消・再生に向けた取り組みを進めています。

今後5年間を目的に耕作放棄地の解消を目指すため、7月から市担当者や農業委員が耕作放棄地の全体調査(現況確認)を行いますので、農家の皆さんご協力をお願いします。

なお、この調査は耕作放棄地の解消のための基礎資料として活用し、他の用途には使用いたしません。

お問い合わせは、市産業振興課(市役所4階☎32・3809)または市農業委員会事務局(市役所4階☎32・3810)まで。

第31回「防ごう!少年非行」青少年育成小松島市民会議・市民大会

青少年の健全な育成をめざして市民会議と市民大会を開催いたします。

多数のご参加をお待ちしています。

【日時】 7月18日 金曜日、午後1時30分から総会、午後2時30分から大会行事

【場所】 小松島市役所 4階大会議室

【入場料】 無料

【主催】 青少年育成小松島市民会議

【大会行事・講話】

講師 徳島少年鑑別所

所長 重田 淳一氏

演題 『少年非行の現状について』

